【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（風説の流布等により相場を変動させた者に対する課徴金納付命令）

第百七十三条　第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ　当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二　違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

２　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

３　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

４　前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（風説の流布等により相場を変動させた者に対する課徴金納付命令）

第百七十三条　第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ　当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二　違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

２　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

３　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

４　前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前）

（新設）

第百七十三条　第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ　当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二　違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

②　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

③　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

④　前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百七十三条　第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ　当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二　違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

②　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

③　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

④　前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前）

（新設）